

平成 26 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（医療・衛生WG関係）

- ① I-3-1 医療情報化の体制整備の普及を推進すること P 1
- ② I-5-4 原子爆弾被爆者等を援護すること P 3
- ③ I-7-1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること . . . P 7
- ④ I-8-1 新医薬品・医療器機の開発を推進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること P 9
- ⑤ II-2-1 安心して質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること P 13

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(I-3-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名</p>	<p>医療情報化の体制整備の普及を推進すること(施策目標 I-3-1)</p>					<p>担当 部署名</p>	<p>医政局研究開発振興課医療技術情報推進室、 政策統括官付情報政策担当参事官室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>医療技術情報推進室長 渡辺 顕一郎 参事官(情報政策担当) 鯨井 佳則</p>																																																					
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、次の目標を柱に実施している。 ・医療のIT化を推進する。 ・医療の情報連携を可能にするための環境整備として、データ標準化等を推進する。</p>					<p>政策体系上の 位置づけ</p>	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 I-3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること</p>																																																							
<p>施策の予算額・執行額</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算(a)</td> <td>913525</td> <td>1208092</td> <td>1873230</td> <td>846241</td> <td>786561</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td></td> <td></td> <td>-296133</td> <td>150801</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(d=a+b+c)</td> <td>913525</td> <td>1208092</td> <td>1577097</td> <td>997042</td> <td>786561</td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、e)</td> <td>811660</td> <td>1169163</td> <td>1553740</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行率(%、e/d)</td> <td>88.8%</td> <td>96.8%</td> <td>98.5%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	当初予算(a)	913525	1208092	1873230	846241	786561		補正予算(b)			-296133	150801			繰越し等(c)							合計(d=a+b+c)	913525	1208092	1577097	997042	786561		執行額(千円、e)	811660	1169163	1553740				執行率(%、e/d)	88.8%	96.8%	98.5%				<p>施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称 「世界最先端IT国家創造宣言」</p>	<p>年月日 平成25年6月14日</p>	<p>関係部分(概要・記載箇所) 2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会 (1)適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現</p>				
区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額																																																								
当初予算(a)	913525	1208092	1873230	846241	786561																																																									
補正予算(b)			-296133	150801																																																										
繰越し等(c)																																																														
合計(d=a+b+c)	913525	1208092	1577097	997042	786561																																																									
執行額(千円、e)	811660	1169163	1553740																																																											
執行率(%、e/d)	88.8%	96.8%	98.5%																																																											
<p>施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)</p>	<p>医療の情報化については、平成18年1月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(以下「IT戦略本部」という。)において「IT新改革戦略」が具体的な政策として掲げられ、平成22年5月には「新たな情報通信技術戦略」で「どこでもMY病院構想の実現」などの具体的取り組みが示され、これらの実現に向けた施策の推進に努めてきたところ。さらに、平成25年6月に「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定され、2018年度までにITを活用した医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開を図ることなどが定められたことを踏まえ、更なる施策の推進を図る。</p>					<p>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</p>	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28				○																																										
24	25	26	27	28																																																										
			○																																																											
<p>測定指標 (定量的)</p>	<p>基準値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>																																																						
<p>1 統合系医療情報システム(オーダリングシステム、統合的電子カルテ等)の普及率</p>	<p>39.3%</p>	<p>平成23年度 39.3%以上</p>	<p>平成26年度</p>	<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度 39.3%以上</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>医療情報システムの普及状況を知る上での指標に、厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健社会統計課保健統計室が行っている「医療施設調査」を利用し、把握している。3年ごとの調査であり、今回の調査は平成26年度である。</p>																																																					
<p>測定指標 (定性的)</p>	<p>目標</p>		<p>目標年度</p>	<p>施策の進捗状況(目標)</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>																																																					
<p>2 電子処方箋の実現に向けた必要な法令等の検討・見直しに向けた実証作業</p>	<p>平成27年度までを目途とする必要な法令等の検討・見直しに向けたガイドラインの策定</p>		<p>平成26年度以降</p>	<p>実証事業の実施</p>	<p>実証事業の実施</p>	<p>ガイドラインの策定</p>	<p>ガイドラインの策定</p>	<p>必要な法令等の検討・見直し</p>	<p>電子処方箋については、医療機関と薬局の間で情報連携が進み、調剤結果の医療機関へのフィードバックや、疑義照会・回答といったやりとり、過去の記録の参照などが容易になるといったメリットがあることから、医療情報ネットワーク基盤検討会において、引き続き実現に向けた検討を行い、課題等の整理を行っているところ。この電子処方箋を実現するためには、必要な法令等の検討・見直しに向けた実証作業が必要であるため。</p>																																																					
<p>(参考)測定指標</p>				<p>24年度</p>	<p>25年度</p>	<p>26年度</p>	<p>27年度</p>	<p>28年度</p>	<p>-</p>																																																					
<p>-</p>				<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>																																																					

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	平成26年度行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度				
(1) 医療情報セキュリティ等対策経費 (①平成18年度、②平成20年度、③平成22年度)	90万円	2百万円	6百万円	-	①保健医療分野の公開鍵基盤(HPKI)認証局運用委託費 医師等が電子化された文書に電子署名を付すことで、文書の信頼性が担保できる仕組みを構築しており、その電子署名を付すためのカードを発行する認証局(サブ認証局)の証明書を発行し接続するためのルート認証局の運営管理を行った。 ②重要インフラIT障害等連絡費 災害やサイバーテロなど、医療機関の情報システムの停止に備えた緊急連絡体制の確保経費(内閣官房情報セキュリティセンターからの連絡用)。 ③医療情報化人材育成事業 地域の医療機関に対し、情報化に関する助言・指導・計画の策定と実施を行うための人材を育成するため、「病院情報システムの構築方策」、「地域医療連携の確立方策」、「医療安全を考慮したシステム運用」、「システムのセキュリティとプライバシー保護」、「医療分野のIT化のための目標を達成するための計画策定方策」等について研修を行っている。	058
(2) 医療情報システム等標準化推進事業 (①平成16年度、②平成19年度)	1.84億円	1.20億円	1.25億円	-	①高度医療情報普及推進事業 電子カルテ等医療情報システムで使用するため、必要な共通の情報基盤となる用語・コードについて整備・維持管理・普及促進を行い、医療機関が無償でダウンロードできるようにしている。 ②医療情報システムのための医療知識基盤データベース開発事業 医療分野の情報化に伴い蓄積される医療情報には様々な表現で入力が行われているところであり、同じ意味でも多様な表現があることから統計処理困難となっている。このため、臨床研究や医療安全を推進する観点から、異なる表現であっても同一の意味する用語を一つの用語として整理できる電子辞書的なソフトの開発を行っている。	059
(3) 医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業 (平成19年度)	0.89億円	0.3億円	0.3億円	-	医療機関内で使用される各部門系システムについての標準化を進めるため、異なるベンダ(メーカー等)間のシステムを対向試験ツールを使用し、実際に相互に接続して相手のシステムと支障なく情報のやり取りを可能にするための試験を行い、その結果を広く公表するもの。 これにより、どのシステム同士が接続可能か把握することができ、その結果でコンポーネント化(部品化)された接続可能なシステムを医療機関が選択して導入することが可能となる。	060
(4) 医療情報システム普及啓発等経費 (平成15年度)	20万円	100万円	100万円	-	医療情報システムの標準化等の普及啓発及び、各重要インフラ分野との連携体制の構築。	061
(5) シームレスな健康情報活用基盤実証事業(平成23年度)	1.48億円	0.9億円	0.9億円	-	地域医療支援病院などを中心として病院から診療所、調剤薬局まで様々な施設間でのシームレスなデータ共有を行い、患者情報を共有しながら病態に応じた各施設の役割を分担し、二次医療圏を超えた地域連携体制を構築する。	062
(6) EBM普及推進事業(平成23年度)	1.49億円	1.50億円	1.60億円	-	EBMの普及・啓発等を進めていくため、インターネットの普及が進んだ現代社会において、診療ガイドラインや国内外の医学文献等について科学的に評価を行った上でデータベースとして整備し、インターネットを中心に広く国民へ提供する。このことにより、EBMの推進を図り、良質な医療提供体制を確保することができる。	063
(7) 社会保障分野における情報連携基盤の整備に関する経費(平成23年度)	3.23億円	3.11億円	2.94億円	-	社会保障分野での情報化・情報連携を一層推進する観点から、情報連携に求められる技術要件の明確化、技術開発などや制度面の検討を行う。	064
(8) 保健医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)普及・啓発事業 (平成25年度)	-	0.63億円	0.28億円	-	医師等の個人が電子署名を活用できるよう、公的資格等の確認機能を有する保健医療福祉分野における公開鍵基盤(HPKI)を普及・啓発するために必要な経費について財政支援を行う。	新25-006
(9) ICTを活用した地域医療ネットワーク事業(平成25年度)	-	2.26億円	0.78億円	1	医療機関の主要な診療データを、標準的な形式で外部保存することにより、連携する医療機関相互でデータの閲覧を可能とし、質の高い地域医療連携に活用できるネットワークの基盤を整備する。	新25-007
(10) 遠隔医療従事者研修事業(平成26年度)	-	-	700百万円	-	遠隔医療を行うための機器の導入の検討をしている医師等の病院関係者や、実際に遠隔医療、遠隔診療を行っている医師等を対象に、遠隔医療の目的、機能や運用していくためのポイントなどについて、情報通信システムを活用した研修を行う。	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(I-5-4))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	原子爆弾被爆者等を援護すること(I-5-4)						担当 部局名	健康局総務課指導調査室	作成責任者名	指導調査室長 稲葉 和男											
施策の概要	本施策は、被爆者(被爆者健康手帳の交付を受けた者)に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護施策を講じる観点から、被爆者に対し、健康診断や医療費の支給等を行っている。						政策体系上の 位置づけ	基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5 感染症などの健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染症等に必要な医療等を確保すること													
施策の予算額・執行額	区分							施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)										
	予算の状 況 (千円)	当初予算(a)	155,424,240	147,852,082	147,835,523	148,157,450	144,911,471					-	-	-							
		補正予算(b)	0	0	-6,206	1,444,898															
		繰越し等(c)	0	0	0	0															
		合計(d=a+b+c)	155,424,240	147,852,082	147,829,317	149,602,348															
執行額(千円、e)	152,642,460	145,709,768	141,721,345																		
執行率(%、e/d)	98.21%	98.55%	95.97%																		
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	原爆被爆者対策については、被爆者が受けた放射能による健康被害という他の戦争被害とは異なる「特殊の被害」であることにかんがみ、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年2月16日法律第117号)」に基づき、医療の給付、手当の支給等の措置を講じている。						政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>				24	25	26	27	28				○	
24	25	26	27	28																	
			○																		
測定指標 (定量的)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠											
被爆者健康診断受診率 (「原子爆弾被爆者の健康診断等 に要する経費の交付について」に 基づき各自治体から提出される事 業遂行状況報告による)	前年度 同程度	前年度	前年度 同程度	毎年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度												
	-	-	-	-	70%	72%	72%	72%	72%												
-	-	-	-	-	72%	集計中				被爆者に対する健康診断の実施は、各被爆者の健康状況を予め把握することにより、疾病の早期発見・早期治療が可能となるため、被爆者の健康の保持・増進を図る上で効率的な手段であるため。											
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
測定指標 (定性的)	目標			目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠											
-	-			-	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度												
	-			-	-	-	-	-	-												
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度												
-					-	-	-	-	-												

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	平成26年度行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度				
(1) 老人保健事業推進費等補助金(原爆分) (昭和57年度)	9.5億円 (9.5億円)	7.0億円	7.0億円	-	広島・長崎県市及び広島市、長崎市周辺の市町村のうち、被爆者老人の割合が広島市、長崎市と同等以上である市町村に対し、後期高齢者医療費(一般疾病)の自治体負担分の増加の軽減を図る。また、広島・長崎県市及び広島市、長崎市周辺で両市より被爆者割合の高い市町村において、被爆者特有の健康上の不安を払拭するため、原爆被爆者のための放射線関連疾病予防事業、こころの健康づくり事業、生きがいづくり事業、健康増進等に関する調査研究事業等に対し補助する。	
(2) 原子爆弾被爆者医療費 (昭和32年度)	410億円 (364.2億円)	411.9億円	375.5億円	-	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第10条、第17条、第18条に基づき、被爆者に対し医療費を支給する。 認定疾病医療費：原子爆弾の傷害作用に起因する疾病について、医療費を全額国費で給付する 一般疾病医療費：認定疾病以外について、医療保険等の自己負担分を国費で支給する。	
(3) 原爆症調査研究委託費(原爆被爆者の分子生物学等及び免疫機能に関する研究) (昭和44年度)	0.03億円 (0.03億円)	0.03億円	0.03億円	-	原爆放射能の健康影響に関する調査研究を行う。 平成25年度原爆症調査研究委託費(研究課題) 1. 原爆被爆者の生物試料バンク構築に関する研究 2. 疾患と放射線との関連についての文献レビュー	
(4) 原爆症調査研究委託費(原爆放射能後障害に関する研究) (昭和49年度)	0.09億円 (0.09億円)	0.09億円	0.09億円	-	原爆放射能の健康影響に関する調査研究を行う。 平成25年度原爆症調査研究委託費(研究課題) 原爆放射能後障害に関する研究	
(5) 国際交流調査研究事業 (平成8年度)	0.04億円 (0.04億円)	0.04億円	0.04億円	-	外国における放射線被曝医療等に関する指導、技術支援、医療情報の提供等の援助協力を行うため、日本の専門家の派遣及び外国からの研修医師等の受け入れ等を実施する。	
(6) 被爆二世健康診断調査委託費 (昭和54年度)	1.8億円 (1.8億円)	1.8億円	1.8億円	-	被爆二世の中には、健康面での不安を訴え、健康診断を希望する者が多い現状に鑑み、希望者に対し健康診断を実施する。	
(7) 被爆体験者精神影響等調査研究委託費 (平成14年度)	10.0億円 (9.3億円)	9.6億円	9.4億円	-	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患を有する方を対象に、精神疾患(合併症含む)の治療等に係る医療費の支給を行う。	
(8) 在外被爆者渡日支援事業等委託費 (平成14年度)	8.9億円 (8.5億円)	8.9億円	9.1億円	-	在外被爆者に対して、居住する国の医療機関で適切な医療を受けることができるよう、保健医療費等の助成事業等を行う。	
(9) 原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金 (昭和43年度)	46.9億円 (46.6億円)	49.2億円	50.4億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第3項の規定に基づく原爆被爆者保健福祉施設運営費、老人福祉施設入所等被爆者助成費、訪問介護利用被爆者助成事業及び原爆被爆者相談事業に対する補助を行う。また、広島市、長崎市が開催する原爆死没者慰霊式典及び都道府県(広島市、長崎市を含む)が補助する慰霊式典への助成等を行う。	
(10) 原爆被爆者介護手当等負担金 (昭和43年度)	12.8億円 (11.6億円)	11.6億円	11.5億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条に規定する介護手当について、同法第43条第2項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う同手当及び同手当の支給事業に要する経費の一部を負担する。	
(11) 原爆被爆者健康診断費交付金 (昭和32年度)	27.6億円 (23.7億円)	24.4億円	23.8億円	1	被爆者健康手帳受診者証所持者及び健康診断受診者証所持者(第1種)に対し年間、定期2回、希望2回(うち1回をがん検診とすることができる)の健康診断を行う。 この健康診断の結果により、さらに精密な検査を必要とする者については、精密検査を実施する。 健康診断受診者証所持者(第2種)に対しては、年1回の健康診断を行う。	
(12) 原爆被爆者手当交付金 (昭和43年度)	898.7億円 (890.4億円)	906.4億円	900.0億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条～28条に規定する医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当について、同法第43条第1項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う同手当及び同手当の支給事業に要する経費を交付する。	
(13) 原爆被爆者葬祭料交付金 (昭和44年度)	18.0億円 (18.0億円)	17.9億円	19.0億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第32条に規定する葬祭料について、同法第43条第1項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う葬祭料及び同支給事業に要する経費を交付する。	
(14) 土地借料 (平成14年度)	0.3億円 (0.3億円)	0.3億円	0.3億円	-	国立広島原爆死没者追悼平和祈念館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館を、広島市の所有する平和記念公園及び長崎市の所有する平和公園内にそれぞれ設置しているため、都市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例に基づき、広島市及び長崎市に対し土地借料(使用料)を支払う。	

(15)	原爆死没者追悼平和祈念館運営委託費 (平成14年度)	5.4億円 (5.4億円)	4.5億円	4.7億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第41条の規定に基づき、国が設置した国立広島原爆死没者追悼平和祈念館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の管理運営に資する。 委託先は、被爆地である広島、長崎に設置した国立原爆死没者追悼平和祈念館の管理運営を行うとともに、被爆者が記した手記や体験記、その他の被曝関連資料や被曝医療及び平和に関する情報等の存在を調査・収集・整理し、祈念館において、これらを入館者等へ広く情報発信する事業等を行う。
(16)	放射線影響研究所補助金 (昭和50年度)	19.9億円 (19.9億円)	19.7億円	19.4億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第40条第2項及び日米交換公文に基づき、平和目的の下に、放射線の人体に及ぼす医学的影響及びこれによる疾病を調査研究するため、公益財団法人放射線影響研究所に対し補助する。
(17)	原爆被爆者対策費 (昭和61年度)	0.4億円 (0.3億円)	0.3億円	0.3億円	-	原爆被爆者対策の行政事務に必要な経費を支出する。
(18)	毒ガス障害者対策費 (昭和49年度)	0.02億円 (0.01億円)	0.02億円	0.02億円	-	旧陸軍造兵廠忠海製造所、旧陸軍造兵廠曾根製造所又は旧相模海軍工廠に従業員として従事していた者、旧陸軍広島兵器補給廠忠海分廠に従業員として従事していた者等であって、毒ガスの影響により今なお健康上特別の状態にある者が行う健康管理手当等の申請について、支給の認定に係る事項を審査する。
(19)	特定疾患調査委託費 (昭和49年度)	7.9億円 (7.5億円)	7.6億円	7.2億円	-	第二次大戦中、広島県大久野島にあった旧陸軍造兵廠忠海製造所、福岡県北九州市にあった同曾根製造所及び神奈川県寒川町にあった旧相模海軍工廠に従事していた方の中に、当時製造していた毒ガスによる健康被害が多く見られることから、これらの方に対し、健康診断及び相談指導の実施、医療費(医療保険自己負担分)の支給、各種手当の支給等を行う。
(20)	広島原爆体験者に対する相談支援事業 (平成25年度)	-	0.5億円	0.6億円	-	広島原爆による黒い雨を体験したと訴える方々に対し、広島市等で、保健師等による個別面談を通じた継続的な保健指導と健康教育等を実施する。また、健康不安を訴える方に対して専門医によるケアを実施する。

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(Ⅰ-7-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること (施策目標：Ⅰ-7-1)						担当 部局名	医薬食品局	作成責任者名	血液対策課長 浅沼 一成 総務課医薬品副作用被害対策室長 須田 俊孝																																																			
施策の概要	本施策は、健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図るために実施している。 また、HIV訴訟和解確認書(平成8年3月29日)に基づき、血液製剤によるHIV感染者やエイズ患者等に対して、調査研究事業や健康管理支援事業を実施している。						政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ-7 安全な血液製剤を安定的に供給すること(並列する施策目標無し)																																																					
施策の予算額・執行額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算(a)</td> <td>516,064</td> <td>505,786</td> <td>499,874</td> <td>624,613</td> <td>614,785</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td></td> <td></td> <td>-1,529</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(d=a+b+c)</td> <td>516,064</td> <td>505,786</td> <td>498,345</td> <td>624,613</td> <td>614,785</td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、e)</td> <td>516,064</td> <td>505,786</td> <td>498,345</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行率(%、e/d)</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	当初予算(a)	516,064	505,786	499,874	624,613	614,785		補正予算(b)			-1,529				繰越し等(c)							合計(d=a+b+c)	516,064	505,786	498,345	624,613	614,785		執行額(千円、e)	516,064	505,786	498,345				執行率(%、e/d)	100%	100%	100%				施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等)の うち主なもの)	議決決定「献血の推進について」	年月日 昭和39年8月21日	関係部分(概要・記載箇所) 政府は、血液事業の現状にかんがみ可及的速やかに保存血液を献血により確保する体制を確立するため、国及び地方公共団体による献血思想の普及と献血の組織化を図るとともに、日本赤十字社または地方公共団体による献血受入体制の整備を推進するものとする。		
区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額																																																							
当初予算(a)	516,064	505,786	499,874	624,613	614,785																																																								
補正予算(b)			-1,529																																																										
繰越し等(c)																																																													
合計(d=a+b+c)	516,064	505,786	498,345	624,613	614,785																																																								
執行額(千円、e)	516,064	505,786	498,345																																																										
執行率(%、e/d)	100%	100%	100%																																																										
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<ul style="list-style-type: none"> 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)により、国・地方公共団体・採血事業者は下記の①～③を行うこととされている。 <ul style="list-style-type: none"> ①国は血液製剤の安全性の向上・安定供給の確保に関する基本的かつ総合的な施策の策定・実施 ②地方公共団体は献血に関する住民の理解、献血受入を円滑にするための措置 ③採血事業者は献血受入の推進、安全性の向上・安定供給確保への協力、献血者の保護 毎年度、「献血の推進に関する計画」により、献血確保目標量の設定、目標量確保のために必要な措置を策定している。 <ul style="list-style-type: none"> ※平成26年度告示：平成26年度の献血の推進に関する計画(平成26年厚生労働省告示第 P 号) 毎年度、「血液製剤の安定供給に関する計画」により、血液製剤の需要・供給の見込み、原料血漿の確保目標量の設定、原料血漿の有効利用に関する重要事項を策定している。 <ul style="list-style-type: none"> ※平成26年度告示：平成26年度の血液製剤の安定供給に関する計画(平成26年厚生労働省告示第 P 号) HIV訴訟和解確認書に基づき、血液製剤によるHIV感染者に対するエイズ発症予防調査研究事業や血液製剤によるエイズ患者等に対する健康管理支援事業を実施している。 								政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </table>			24	25	26	27	28				○																																								
24	25	26	27	28																																																									
			○																																																										
測定指標 (定量的)	基準値 基準年度	目標値 目標年度	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</th> </tr> <tr> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>208万L</td> <td>205万L</td> <td>205万L</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>203.9万L</td> <td>集計中</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>95万L</td> <td>92万L</td> <td>92万L</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>95.6万L</td> <td>集計中</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	208万L	205万L	205万L	-	-	203.9万L	集計中				95万L	92万L	92万L	-	-	95.6万L	集計中				測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																							
年度ごとの目標値 年度ごとの実績値																																																													
24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																																																									
208万L	205万L	205万L	-	-																																																									
203.9万L	集計中																																																												
95万L	92万L	92万L	-	-																																																									
95.6万L	集計中																																																												
1 安定供給に必要な血液量の確保状況	205万L 平成26年度	205万L 平成26年度	毎年度、国が策定する「献血の推進に関する計画」において、当該年度に確保すべき血液の目標量を定めているため、当該数値を基準値並びに目標値として設定した。 ※確保すべき血液の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の需要状況に応じて、増減するものである。																																																										
2 安定供給に必要な原料血漿の量の確保状況	92万L 平成26年度	92万L 平成26年度	毎年度、国が策定する「血液製剤の安定供給に関する計画」において、血液製剤の安定供給を確保することを目的とし、当該年度に確保されるべき原料血漿の目標量を定めているため、当該数値を基準値並びに目標値として設定した。 ※確保すべき原料血漿の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の需要状況に応じて、増減するものである。																																																										
測定指標 (定性的)	目標 目標年度		施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																																																					
-	-		-					-																																																					
(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度																																																						
3 エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業対象者数			534人	集計中	-	-	-																																																						
4 血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業対象者数			110人	集計中	-	-	-																																																						

達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	平成26年度行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度				
(1) 血液安全・安定供給等推進事業	—	135百万円	126百万円	1.2	感染症の発生等を踏まえた血液製剤の安全体制の強化、献血に対する意識の向上や献血者が安心して献血できる環境の整備、血漿分画製剤の国内自給体制の整備、医療機関における血液製剤の使用実態の把握と適正使用に向けた体制整備を行う。	
エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究等事業	500百万円 (500百万円)	490百万円 (490百万円)	487百万円	—	①血液製剤によりHIVに感染し、エイズ未発症の者に対し、健康管理費用としてCD4(T4)リンパ球が1マイクロリットル当たり200以下の方に月額51,300円、それ以外の方に35,300円を支給。 ②裁判上の和解が成立した者であって、エイズが発症している者に対し、「発症者健康管理手当」として月額150,000円を支給。	

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(Ⅰ-8-1))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること							担当部局名	医政局経済課 医政局研究開発振興課	作成責任者名	医政局経済課長 城 克文 研究開発振興課長 一瀬 篤												
施策の概要	本施策は、新医薬品・医療機器に係る研究開発を促進し、試験環境の整備を図るとともに、医薬品・医療機器産業の動向を的確に把握するために実施している。							政策体系上の位置づけ	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること														
施策の予算額・執行額	区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説(安倍内閣総理大臣)	年月日 平成25年2月28日	関係部分(概要・記載箇所) 日本発の技術であるIPS細胞を利用した再生医療・創薬など、最先端の医療技術を積極的に活用して、世界に先駆けて健康長寿社会を目指す決意を表明											
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	4,610,490	5,803,425	7,486,881	5,868,292	4,789,468																
		補正予算(b)	128,515	0	5,524,356	177,724																	
		繰越し等(c)	0		2,968,764																		
	合計(d=a+b+c)		4,739,005	5,803,425	15,980,001	7,641,016																	
	執行額(千円、e)		4,537,467	5,633,424	10,153,968																		
執行率(%、e/d)		95.75%	97.07%	63.54%																			
施策の背景・枠組み(根拠法令、政府決定、関連計画等)	「社会保障・税一体改革素案」(平成24年1月6日政府・与党社会保障改革本部決定)、「社会保障・税一体改革大綱」(平成24年2月17日閣議決定)において、日本発の革新的な医薬品・医療機器等の創出や後発医薬品の使用促進を行うこととされている。 また平成24年6月6日の医療イノベーション会議で、革新的な医薬品・医療機器の研究、開発、実用化に係る施策を国として一体的に推進するを推進していくものとして「医療イノベーション5か年戦略」が策定された。加えて平成24年7月31日閣議決定の「日本再生戦略」では、「医療イノベーション5か年戦略」の着実な実施等により、関連する規制・制度改革を進め、引き続き日本のものづくり力をいかした革新的医薬品・医療機器・再生医療製品を世界に先駆けて開発することとされている。 さらに、平成25年6月14日に策定された「日本再興戦略」では高付加価値・知識集約型の医薬品・医療機器産業を我が国の経済成長を担う重要な産業と位置づけ、「健康医療戦略」においても革新的医薬品・医療機器・再生医療製品等を世界に先駆けて開発することとしている。また、「社会保障制度改革国民会議」報告書(同8月6日)において、引き続き後発医薬品の使用促進に取り組むこととされている。							政策評価実施予定時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>					24	25	26	27	28				○	
24	25	26	27	28																			
			○																				

測定指標(定量的)	基準値		目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
1 治験届出件数のうち医師主導治験の割合	集計中	25年度	前年度以上	毎年度	59	31	前年度以上	前年度以上	前年度以上	医師主導治験によって、革新的な医薬品・医療機器等の開発や、希少疾病・難病等の企業が手がけづらい分野の治験を促進する。
2 治験届出件数のうち国際共同治験に係るものの割合	集計中	25年度	前年度以上	毎年度	17.6%	23.4%	前年度以上	前年度以上	前年度以上	国際共同治験への参加を増やすことにより、ドラッグラグ・デバイスラグの解消を図る。
3 新たに大臣告示された先進医療Bの件数	集計中	25年度	前年度以上	毎年度	8	7	前年度以上	前年度以上	前年度以上	先進医療の大臣告示の件数を増やすことで、アカデミア主導の臨床研究を活性化させる。その結果、患者に新規医療技術を提供する機会が増大する。
4 新たに承認されたヒト幹細胞臨床研究の件数	集計中	25年度	前年度以上	毎年度	15	19	前年度以上	前年度以上	前年度以上	特に開発が期待されている再生医療分野の研究を促進する。
5 後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品をベースとした後発医薬品の数量シェア(率)	39.9%	平成23年9月	60%	平成30年3月末	-	-	前年度以上	前年度以上	前年度以上	平成25年4月に厚生労働省で策定した「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」において、後発医薬品の数量シェアを平成30年3月末までに60%以上にすることとしているため
6 医療機器の開発拠点となる医療機関で研修を行う者	-	26年度	-	30年度			8人	8人	8人	本施策の参考としたスタンフォードのバイオデザインの受講生は8名であるため、同等の人材育成を目標とした。

7	協力関係の樹立や協力案件を進める国数	-	26年度	-	毎年度			14カ国	前年度以上	前年度以上	相手国の実情に適した医療機器・医薬品、インフラ等の輸出等の促進を図るため、協力関係の樹立や協力案件を進める国数を目標とした。
測定指標 (定性的)		目標			施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					施策の進捗状況(実績)						
					-	-	-	-	-	-	-
					-	-	-	-	-	-	-
(参考)測定指標					24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
					-	-	-	-	-		
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要						平成26年度行政事業レビュー事業番号
	24年度	25年度									
(1) 臨床研究拠点等整備事業 (早期・探索的臨床試験拠点整備事業(平成23年度)、臨床研究中核病院整備事業(平成24年度)、日本主導型グローバル臨床試験拠点整備事業(平成24年度))	48.41億円 (46.23億円)	34.03億円	38.41億円	1.2	<ul style="list-style-type: none"> ・早期・探索的臨床試験拠点整備事業(平成23年度～) ・早期・探索的臨床試験等の国際水準の臨床研究及び医師主導治験を実施する体制を整備する。 ・臨床研究中核病院整備事業(平成24年度～) ・国際水準の臨床研究、医師主導治験及び市販後臨床研究の中核となる医療機関を選定し、当該医療機関が、国際水準の臨床研究等を実施・支援する体制を整備する。 ・日本主導型グローバル臨床試験拠点整備事業(平成24年度～) ・国際的な治験・臨床研究の実施により、日本発シーズによる革新的新薬・医療機器の創出や、医療の質の向上のためのエビデンスの確立を図るため、日本主導でグローバル臨床研究を企画・立案し、その実施を支援する体制を整備する。 						200
(1) 医薬品等価格調査費	1.32億円	1.41億円	1.42億円	-	健康保険法第76条第2項の規定に基づく診療報酬中の薬剤料の算定基準である「使用薬剤の薬価」(薬価基準)の改正等の基礎資料を得ること。(医薬品等の市場実勢を把握することで、診療報酬改定時に薬価等を適正な水準に見直しすることが可能となる。)						201
(2) 医薬品等産業振興費	1.91億円	2.29億円	2.26億円	5	医薬品産業・医療機器産業に関する諸情報の収集・分析及び総合的な調査研究を行い、積極的に産業政策の企画立案に取り入れていく。ロードマップで定めた取組を進めていく。さらにその取組状況についてモニタリングを行い、その結果を踏まえ必要な促進策をロードマップに追加し実行していく。						202
(3) 薬事工業生産動態統計システム経費	0.4億円	0.3億円	0.3億円	-	統計法に基づく幹統計調査として、医薬品、医薬部外品、衛生材料及び医療機器に関する毎月の生産(輸入)等の実態を明らかにする「薬事工業生産動態統計」を作成している。統計を効率的に作成するため、「薬事工業生産動態統計システム」を整備・運用することにより、迅速に統計表を公表することを目的とする。						204
(4) 国産医療機器創出促進基盤整備等事業			0.6億円	6	医療機器の研究開発を行う医療機関で、医療機器を開発する企業の人材を受け入れ、市場性を見据えた製品設計の方法に関する研修等を実施することにより、開発人材の育成や国内外の医療ニーズを満たす開発を推進する。						新26-016

(5) 医薬品等研究開発動向等調査費	0.2億円 (0.17億円)	0.19億円	0.18億円	1	先進的な研究開発の動向を文献、学会等との意見交換の場、視察等の機会を利用して把握し、振興策や必要な規制等の検討を行う。日本古来の漢方の原料となる薬用植物の栽培研究への支援、日本への導入が望まれながらも患者数が少ない等の理由により開発が進まない希少疾病医薬品等の開発を支援するために必要な情報の収集等を行う。	205
(6) 治験活性化対策費	500万円 (190万円)	460万円	480万円	1	治験に係る有識者よりなる委員会を設置し、治験活性化及び治験を円滑に実施するための環境整備について検討を行う。	206
(7) 治験研究計画届出適合性確認事業費	0.23億円 (600万円)	0.13億円	0.13億円	1	倫理審査委員会の設置者より報告された倫理審査委員会の委員名簿、手順書、実施した議論の概要等の活動内容をデータベースとして管理するとともに、国民に対してその内容を公表する。	207
(8) ES細胞・iPS細胞臨床研究指针对策費	0.1億円	0.1億円	0.1億円	4	ヒト幹細胞臨床研究を実施する全国の大学医学部、研究機関等における研究の実施状況、海外における再生医療等に係る指針の整備状況等について委託調査を行う。	208
(9) 先進医療制度対策費	0.37億円	0.36億円	0.38億円	3	有効性、安全性の確保の観点から、制度の対象となる医療技術毎に実施医療機関の要件を設定し、当該要件に適合する医療機関において、その医療機関に所属する医師の主導により適切に実施される医療技術について、先進医療Bとして、その実施を認める。	209
(10) 治験適正推進費	600万円 (600万円)	0.14億円	660万円	1	厚生労働科学研究費補助金を受け、臨床研究を実施する研究機関及び当該研究の審査を行う倫理審査委員会に対し、臨床研究に関する倫理指針への遵守状況について書面調査及び実地調査(ヒアリング等)を行う。臨床研究に関する倫理指針からの逸脱が確認された場合、倫理指針の周知及び啓発を行う。	210
(11) 臨床研究コーディネーター、データマネージャー確保のための研修事業	900万円 (900万円)	900万円	910万円	1	研究の立案からデータの取り纏めまで幅広い知識と経験でサポートできる上級者臨床研究コーディネーター・データマネージャーの養成研修及び臨床研究倫理審査委員会・治験審査委員会委員養成研修を実施する。	211
(12) ヒト幹細胞情報化推進事業	2.6億円	0.9億円	1.1億円	4	国内外の大学、研究機関等によって作成・保存されているヒト幹細胞(iPS細胞、ES細胞、疾患特異的iPS細胞を含む。)の作成・保存方法、性質等の情報を取りまとめ、国内外の研究者、患者等に対して情報の提供を行うヒト幹細胞データベース(日本語版・英語版)を構築する。	212
(13) 医薬品等開発研究PDCAパイロット事業	1.08億円 (0.54億円)	0.6億円	0.6億円	1	1) 医薬品・医療機器・再生医療に係る個別研究PDCA事業 医薬品・医療機器・再生医療の研究を業事承認に結びつけるため、企業等での開発経験を持つプログラム・ディレクター(PD)及びプログラム・オフィサー(PO)を活用し、研究課題の採択時にプロトコール評価を行うとともに、採択した研究課題に対して研究の進捗管理等を行う。 2) 臨床研究中核病院等に係る研究PDCA事業 臨床研究中核病院等が実施する国際水準の臨床研究・医師主導治験について、臨床研究・治験に精通する医師や企業等での開発経験を持つPD及びPOを活用し、臨床研究中核病院等の体制整備を含めた研究の進捗管理等を行う。	213
(14) 再生医療の臨床応用への実用化推進事業	-	22.1億円	-	4	・ iPS細胞等の樹立・調製を適切に実施する技術を習得するための医師等の受入体制 ・ 樹立・調製した細胞の人体への移植・投与を適切に実施する技術を習得するための医師等の受入体制 上記の体制を整備し、iPS細胞等を用いる技術の安全性を確保し、臨床応用を行うことができる人材を養成する。	214
(15) iPS細胞等の臨床研究の安全基盤整備支援事業	9.5億円	-	-	4	・ 移植に用いたヒト幹細胞の長期的保管体制 ・ 他の医療機関等と連携し、ヒト幹細胞を受入する体制 ・ 移植から時間が経過した後に、移植に用いたヒト幹細胞を検証する体制 上記の体制を整備し、移植に用いたiPS細胞等のヒト幹細胞を保存用タンクに保管しておき、移植から時間が経過した後に、移植に用いたヒト幹細胞を遡って検証が可能となる保管体制を整備する。	215

(16) iPS細胞を利用した創薬研究支援事業	19.7億円	-	-	4	・ 難病等の患者由来のiPS細胞を利用し、当該疾患に対する創薬シーズを探索する体制 ・ iPS細胞を肝細胞等に分化させ、その細胞を利用した薬剤候補物質の安全性を評価する体制 上記の体制を整備し、iPS細胞を利用し、画期的な新薬を開発する。	216
(17) 先進医療評価の迅速・効率化推進事業	-	-	0.39億円	3	先進医療の評価の迅速・効率化を図るため、医療上必要性の高い抗がん剤については、抗がん剤に精通した外部評価機関が実施する外部評価を実施する。	新25-014
(18) 再生医療実用化研究実施拠点整備事業	-	3.7億円	-	4	再生医療等の実用化を促進するため、再生医療等の提供機関間の連携を図り、研究成果を集約する拠点として、「再生医療実用化研究実施拠点」を整備する。	新26-018
(19) 細胞培養加工施設許可調査事業	-	-	0.6億円	4	病院等以外の細胞培養加工施設について、当該施設の構造設備等が再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)の基準に適合するかどうかについて調査する。	新26-018
(20) 再生医療等提供状況管理委託事業	-	-	0.8億円	4	再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)に基づき、厚生労働省に提出された再生医療等提供計画等の書類情報のデータを保管し、再生医療等の提供状況を管理するとともに、国民に再生医療等の提供状況を分かりやすく伝えるための公表資料を作成する。	新26-018
(21) 医薬品・医療機器産業海外展開推進事業	-	-	1.0億円	7	相手国の医療の発展に寄与する持続的な事業展開を実現するとともに、日本の良質な医療を普及する観点から、相手国の実情に適した医療機器・医薬品、インフラ等の輸出等の促進を図る。	新26-019

平成26年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省26(Ⅱ-2-1))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名	安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること(施策目標Ⅱ-2-1)							担当 部署名	健康局水道課	作成責任者名	宇仁菅 伸介																																																	
施策の概要	本施策は安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保するために実施している。							政策体系上の 位置づけ	基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標Ⅱ-2 安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること																																																			
施策の予算額・執行額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度要求額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算(a)</td> <td>47,082,755</td> <td>28,427,970</td> <td>37,791,117</td> <td>26,122,277</td> <td>14,724,343</td> <td></td> </tr> <tr> <td>補正予算(b)</td> <td>1,838,000</td> <td>119,571</td> <td>27,840,000</td> <td>42,789,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰越し等(c)</td> <td>6,366,455</td> <td>17,365,088</td> <td>5,891,802</td> <td>34,934,093</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計(d=a+b+c)</td> <td>55,287,210</td> <td>45,912,629</td> <td>71,522,919</td> <td>103,845,370</td> <td>14,724,343</td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行額(千円、e)</td> <td>53,546,267</td> <td>44,423,808</td> <td>38,484,460</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>執行率(%、e/d)</td> <td>96.9%</td> <td>96.8%</td> <td>53.8%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額	当初予算(a)	47,082,755	28,427,970	37,791,117	26,122,277	14,724,343		補正予算(b)	1,838,000	119,571	27,840,000	42,789,000			繰越し等(c)	6,366,455	17,365,088	5,891,802	34,934,093			合計(d=a+b+c)	55,287,210	45,912,629	71,522,919	103,845,370	14,724,343		執行額(千円、e)	53,546,267	44,423,808	38,484,460				執行率(%、e/d)	96.9%	96.8%	53.8%				施策に関する内 閣の重要施策(施 政方針演説等のう ち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額																																																						
当初予算(a)	47,082,755	28,427,970	37,791,117	26,122,277	14,724,343																																																							
補正予算(b)	1,838,000	119,571	27,840,000	42,789,000																																																								
繰越し等(c)	6,366,455	17,365,088	5,891,802	34,934,093																																																								
合計(d=a+b+c)	55,287,210	45,912,629	71,522,919	103,845,370	14,724,343																																																							
執行額(千円、e)	53,546,267	44,423,808	38,484,460																																																									
執行率(%、e/d)	96.9%	96.8%	53.8%																																																									
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	水道は国民の生活に不可欠であり、安全な水を安定して供給することが必要である。 水道法(昭和32年法律第177号)及び新水道ビジョン(厚生労働省健康局平成25年3月策定)に基づき、安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保することに努めている。									政策評価実施予定 時期(評価予定表)	<table border="1"> <tr> <td>24</td> <td>25</td> <td>26</td> <td>27</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> </table>	24	25	26	27	28				○																																								
24	25	26	27	28																																																								
			○																																																									
測定指標 (定量的)	基準値 基準年度		目標値 目標年度		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																																																		
1 水道事業ビジョン策定状況 (健康局水道課調べ。全国の上水道事業者数に対する水道事業ビジョン策定済み水道事業者数の割合(H20年度分より実施))	30%	平成20年度	100%	平成30年度	57.1%	64.3%	71.4%	78.6%	85.7%	平成30年度に100%を目標値として設定。 新水道ビジョンに示す安全、持続、強靱という政策課題を解決し、需要者のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくためには、すべての水道事業者等が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で「水道事業ビジョン」を策定することが重要であるため。 水道事業ビジョン策定状況 URL: http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html																																																		
2 水質基準適合率 (「水道統計」(社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計)	99.90%	平成16年度	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	水道法に定められた水質基準に適合した水を給水することが、すべての水道事業者等において必要であるため。																																																		
3 耐震化計画策定率 (健康局水道課による「水道事業の運営状況に関する調査」において、基幹管路の耐震化計画について「計画がある」と回答した水道事業者等の割合(H21年度分より実施))	22%	平成21年度	100%	平成30年度	31.8%	38.6%	45.5%	59.1%	72.7%	平成30年度に100%を目標値として設定。 耐震化計画の策定水準が高い事業者ほど耐震化が進んでいる傾向が見られ、水道の耐震化を計画的・効率的に進めるには、すべての水道事業者等が計画を策定し、内容の充実を図ることが重要であるため。																																																		
測定指標 (定性的)	目標		目標年度		施策の進捗状況(目標)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠																																																		
-	-		-		-	-	-	-	-	-																																																		

(参考)測定指標			24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
			-	-	-	-	-	
達成手段 (開始年度)	補正後予算額(執行額)		26年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要	平成26年度行政事業レビュー事業番号		
	24年度	25年度						
(1) 水道行政強化拡充費	7百万円	6百万円	5百万円	1,2,3	①全国水道関係担当者会議、水道技術管理者研修会の開催②水道の現状等についての国民への普及啓発③水道事業者等の事業計画の調査及び結果報告書の作成等			
(2) 水質管理等強化対策費	14百万円	12百万円	15百万円	2	外部精度管理調査計画の策定・実施、水質検査機関担当者を対象とした研修会の実施、一部の登録水質検査機関を対象とした精度の取組(検査機器・薬品等の管理)に関する実地調査の実施、水道水中の物質の濃度を測定するための水質検査方法の設定、水道用薬品に関する検討・調査			
(3) 水道水源水質対策費	18百万円	15百万円	12百万円	2	・水道事業者による水質管理目標設定項目等の測定結果の収集・整理を行い、水質基準への移行の検討に資する解析の実施・水質項目の毒性に関する情報収集・整理・原水・浄水の存在状況の調査及び基準設定の必要性の検討			
(4) 給水装置等対策費	14百万円	12百万円	10百万円	-	・諸外国における水道システム・給水装置の構造材質及び給水装置の施工に係る規制・基準等の調査・我が国の給水装置の施工、構造材質基準に係る調査検討及び我が国の市場にある給水装置に対する構造材質基準への適合性に関する調査の実施			
(5) 水道産業国際展開推進事業費	37百万円	36百万円	30百万円	-	日本の水道界がアジア各国の水道の発展に貢献するとともに、国際市場に展開していくことを支援するため、次の業務を実施するもの。①水道セミナー開催②水道産業国際展開ケーススタディ及び水道技術普及促進のためのネットワーク整備③国際標準獲得のための体制整備④海外水ビジネス創造のための官民連携型案件発掘・形成事業			
(6) 給水装置データベース事業促進費	8百万円	10百万円	10百万円	-	給水装置データベースの改良、給水装置の情報入力、給水装置データベースの保守管理			
(7) 給水装置工事主任技術者国家試験費	2百万円	2百万円	2百万円	-	免状の交付及び免状交付者情報の記録			
(8) 水道施設整備事業調査費(水道施設整備事業調査諸費含む)	32百万円	32百万円	33百万円	3	水道施設設置状況、耐震化基礎調査、水道施設整備施工技術動向調査、水道におけるアセットマネジメント導入等に関する調査、長期的な水需給を考慮した広域的な水道施設の再構築ガイドライン策定調査費、水資源開発施設の有効利用等に関する調査、浄水処理施設等の最適化に関する調査の実施。			
(9) 水道施設整備費補助(水道施設災害復旧費補助含む)	24,536百万円	104,186百万円(うち24年繰越分35,084百万円)	14,918百万円	-	地方公共団体が実施する水道施設の整備に必要な事業費の一部補助①簡易水道等施設整備費補助(補助率:4/10.1/3.1/4):布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業②水道水源開発等施設整備費補助(補助率:1/2.1/3.1/4.定額):ダム等の水道水源施設整備事業、水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業など			
(10) 効率的な更新計画検討事業費	12百万円	10百万円	7百万円	-	水道施設設置状況、耐震化基礎調査、水道施設整備施工技術動向調査、水道におけるアセットマネジメント導入等に関する調査、長期的な水需給を考慮した広域的な水道施設の再構築ガイドライン策定調査費、水資源開発施設の有効利用等に関する調査、浄水処理施設等の最適化に関する調査の実施。・効率的な更新による水道事業の情報を把握(平成24年度)・新水道ジョンの考え方を踏まえた効率的な更新計画の推進(関係者との連携による推進手法検討)(平成25年度)・アセットマネジメントを活用した効率的な更新計画策定の手引きを作成(平成26年度)			
(11) 水道施設耐震化推進事業費	15百万円	13百万円	10百万円	3	この度の東日本大震災を踏まえて、新たに得られた災害対策の知見を「水道の耐震化計画策定指針」に盛り込んで改定を行うとともに、水道事業者によって大きな差のある耐震化の進捗状況の底上げを図るため、モデル事業の実施等により中小規模の水道事業者等による具体的な計画策定の方法論を整理する。(1)耐震診断(簡易診断)モデル事業(平成24年度実施)(2)耐震化計画策定のための耐震性評価「東日本大震災の被害状況を踏まえた」の検討(平成25年度実施)(3)水道の耐震化計画策定指針の改定(平成26年度実施)			

(12) 水道施設整備費補助(耐震化関連事業)	15,460百万円	2,106百万円(24年度繰越分)	-	-	地方公共団体が施行する水道施設の耐震化に必要な事業費の一部補助(平成24年度で廃止) ①簡易水道等施設整備費補助(補助率:4/10.1/3.1/4):布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の耐震化関連事業 ②水道水源開発等施設整備費補助(補助率:1/2.1/3.1/4.定額):老朽管の更新、基幹水道構造物の耐震化、老朽管更新など水道施設耐震化事業
(13) 水道施設危機管理体制構築事業費	-	9百万円	9百万円	-	全国(都道府県ごと)の水道地図を電子化して集約し、厚生労働省及び都道府県において、水道地図データを共有できるよう、システムを構築する。 ・簡易の情報共有システムの構築(平成25年度) ・情報共有システムの構築によるの本格運用(平成26年度)
(14) 水道施設災害復旧費補助(復興関連事業)	35,922百万円	2,393百万円(24年度繰越分)	-	-	東日本大震災により著しい被害を受けた水道施設について、地方公共団体が経営する水道事業、水道用水供給事業等が施行する災害復旧事業の事業費の一部を補助。 ① 東日本大震災により被害を受けた水道施設及び飲料水供給施設を原形に復旧する事業(補助率:80/100~90/100(特別立法による嵩上げ。通常は1/2)) ② ①と水圧管理上一体的な関係にある給水の施設を原形に復旧する事業(補助率:1/2(通常は補助対象外)) ③ ①の管路の漏水調査で請負に係るもの(補助率:1/2(通常は補助対象外))